

新型コロナウイルス感染症に関する施策について

※本紙制度情報は7月15日現在のものです。

当所では、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置いたしております。資金繰り等、経営上のお悩み、問題等がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-4111

弘前商工会議所ホームページはこちら→

<http://www.hcci.or.jp/>



給付金・補助金制度

○持続化給付金

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

給付額：中小法人等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分を上限

相談窓口 → TEL 0120-115-570

申請サポート会場予約 → TEL 0570-077-866(オペレーター対応) TEL 0120-835-130(自動ガイダンス)

HP → <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

※申請サポート会場は完全予約制となっております。(弘前会場コード0202)

ご利用をご希望の場合は必ず事前にWEB予約または電話予約を行ってください。

持続化給付金

申請フォーム

詳細はこちら→



○NEW! 家賃支援給付金 7月14日申請スタート

対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当

①いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少

②連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少

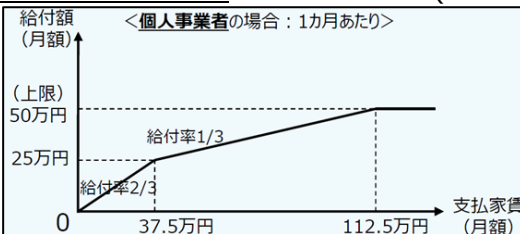
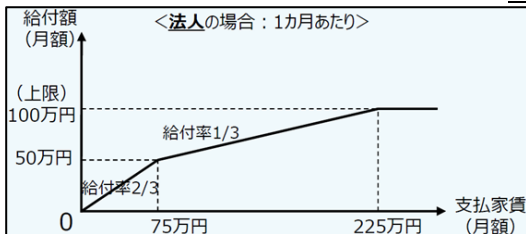
家賃支援給付金

申請フォーム・詳細はこちら↓

給付金額：申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6ヵ月分)

●法人 1ヵ月分の給付の上限額は100万円。6ヵ月分では600万円が給付の上限額。(下図参照)

●個人 1ヵ月分の給付の上限額は50万円。6ヵ月分では300万円が給付の上限額。(下図参照)



弘前市制度

申請書DL

詳細はこちら↓



【お問合せ先】 コールセンター → 0120-653-930

HP → <https://yachin-shien.go.jp/>

○弘前市中小企業者等事業継続支援金

対象：従業員6人以上の飲食業、タクシー業、運転代行業を営む中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降、前年同月比で売上が20%以上減少している事業者

支援金額：10万円～100万円(業種・従業員数による)

【お問合せ先】 弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/syogyo/2020-0602-2027-39.html>

※業種ごとに個別の交付要件がありますので、制度詳細等については事前に必ず弘前市HPをご覧ください。

○NEW! 弘前市製造業事業継続支援金

対象：従業員1人以上の製造業で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降、前年同月比で売上が20%以上減少している事業者

支援金額：10万円～50万円(従業員数による)

【お問合せ先】 弘前市 産業育成課 TEL 32-8106

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/sangyo/2020-0707-1347-40.html>

○弘前市小規模小売・飲食業等事業継続 応援補助金【家賃補助】【固定資産税相当額補助】

対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、卸売業、小売業、飲食業、サービス業を営む従業員5人以下の事業者が支払った、事務所、店舗等の家賃の一部、または令和2年度分の事業用家屋の固定資産税及び都市計画税相当額の一部

補助金額：最大10万円

(家賃補助・固定資産税相当額補助ともに該当となる場合は合算して最大10万円)

【お問合せ先】 弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/syogyo/jigyokeizokuhojo.html>

○NEW! 弘前市卸売・小売・サービス業 事業継続支援金

対象：従業員6人以上の卸売業、小売業、サービス業を営む事業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降、前年同月比で売上が20%以上減少している事業者

支援金額：20万円～50万円(従業員数による)

【お問合せ先】 弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/syogyo/2020-0626-1511-39.html>

融資制度

※7月より融資限度額と利下げ限度額引上げを実施

○日本政策金融公庫・商工中金

●新型コロナウイルス感染症特別貸付 → 日本政策金融公庫弘前支店 TEL 36-6303

【融資限度額】中小事業3億円→**6億円**(基準金利1.11%) 国民事業6,000万円→**8,000万円**(基準金利1.36%)

※利下限度額 中小事業1億円→**2億円** 国民事業3,000万円→**4,000万円** 当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内、うち据置期間5年以内

●危機対応融資 → 商工中金青森支店 TEL 017-734-5411

【融資限度額】3億円→**6億円**(基準金利1.11%)※利下限度額 1億円→**2億円** 当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内、うち据置期間5年以内

●新型コロナウイルス対策マル経融資(弘前商工会議所から日本政策金融公庫へ推薦)

概要：融資限度額1,000万円 経営改善利率1.21% 当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で**4,000万円**

問合せ先：弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-4111

●特別利子補給制度(実質無利子化)

概要：上記の日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」商工中金の「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、一定の要件を満たした事業者に対して利子補給を実施。

期間：借入後当初3年間 補給対象上限：中小事業・商工中金2億円 国民事業4,000万円

●日本政策金融公庫・商工中金の既往債務の借換え

概要：日本政策金融公庫と商工中金による上記融資制度について、各機関ごとに既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象とする

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

①日本政策金融公庫：中小事業2億円 国民事業4,000万円 ②商工中金：2億円

【借換え限度額】※限度額は新規融資と既往債務借換の合計額

①日本政策金融公庫：中小事業6億円 国民事業8,000万円 ②商工中金：6億円

○青森県(右表①②参照)

●経営安定化サポート資金【災害枠】

概要：融資限度額3,000万円、利率年0.9%(固定)

貸付期間10年以内(うち据置期間5年以内)

※金利・保証料補助あり(右表①②参照)

取扱金融機関：県内金融機関

(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)

○弘前市

●小口資金特別保証制度【特別小口枠】

概要：融資限度額300万円 利息・保証料は全額市が負担

貸付期間7年以内(1年以内の据置を含む)

申込機関：青森銀行・みちのく銀行・秋田銀行・東奥信用金庫

青い森信用金庫・青森県信用組合・信用保証協会

①新型コロナウイルス感染症対応資金

【要件】セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定をうけたもの

	売上高▲5% SN保証5号	売上高▲15% SN保証4号・危機関連保証
個人事業主(小規模)	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ	
小・中規模事業者	保証料1/2	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ

②青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金

【要件】セーフティネット保証5号の認定をうけたもの

	売上高▲5%~15%未満 SN保証5号
小・中規模事業者 (個人事業主(小規模)除く)	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ

市税等の徴収猶予の特例制度

令和2年2月以降、事業収入が減少(前年同月比▲20%以上)し、納税が困難になった事業者について、無担保かつ延滞税なしで原則1年間納税を猶予

対象者：次の①②のいずれも満たす納税者(個人・法人不問)

①新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

対象となる市税：個人住民税、地方法人二税、固定資産税等

【問合せ先】弘前市役所 収納課 40-7032(収納第一係)

40-7033(収納第二係)、40-7034(整理係)

新型コロナウイルス感染症関連支援情報サイト

ミラサポHP
経済産業省HP (補助金・支援制度)

弘前市HP



経済産業省
新型コロナウイルス感染症
事業者サポート公式LINEアカウント